

議員提出第 8 号議案

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の存続・強化のための安定財源を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和6年9月30日

提出者 府中市議会議員 前川 浩子
賛成者 // 奥村 さち子
// にしみや 幸一

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の存続・強化のための安定財源を求める意見書

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」は、性暴力被害者の訴えを聞き取り、医療・法律相談等につなげ、被害者の身体の安全を確保するとともに、被害者の人権、尊厳を守る機関である。

性暴力被害者のためのこのセンターは、2010年12月の閣議決定に基づき、大阪で初めて開設され、2018年には全都道府県に設置され、現在全国で52か所設置されている。

近年、刑法性犯罪規定の改定、AV出演被害防止・救済法等の制定、また重大な被害の報道等により、性暴力に対する意識の変化、インターネット等による新たなタイプの性被害の広がり等により、センターへの性暴力相談件数は年々増加し、2021年度は5万8,771件、2022年度は6万3,091件、2023年度は上半期で3万5,590件となり、センターの役割はますます重要となっている。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(2023年)によると、不同意性交の被害経験者は女性8.1%、男性0.7%。被害者のうち、47.1%が18歳未満の被害であり、そのうち、小学校入学前の被害は7.9%に上る非常に危機的な状況である。

センターでは、面談、電話相談、SNSによる相談、同行、医療支援（緊急避妊・妊娠、感染症検査・中絶・その他診断等）、心理カウンセリング、精神科診療、法律相談、証拠採取・保管等を行い、その役割は多岐にわたっている。

しかしながら、医療支援に関しては自治体、国からの補助は不十分、しかも国が2分の1、自治体が2分の1または国が3分の1、自治体3分の2であり、自治体の判断により除外規定が設けられているケースもあり、結果として地域格差が顕著となり、またセンターの運営が非常に不安定となっている。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、全国どこであっても、迅速に確実に異性間、同性間の性暴力被害者が支援を受けられるよう次の事項を要望する。

- 1 相談センターの運営にかかる費用を国の予算で確保し、十分な補助をすること。

- 2 医療、心理、法律相談等の専門支援に関する公費負担の内容・範囲の実態調査を行い、被害者が同内容の支援を全国どこでも受けられるように、十分な運営補助をすること。
 - 3 国の補助対象となっていない医療従事者等の支援行為に補助金を出し、病院での支援が継続できるようにすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

議長名

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣